

(参考) 各国の酪農・乳業の現状

		日本	韓国	英国	デンマーク	カナダ	NZ
酪農	生産者数	1.8万戸	0.6万戸	1.4万戸	0.4万戸	1.2万戸	1.2万戸
	生乳生産量	733万トン	221万トン	1,508万トン	519万トン	863万トン	2,190万トン
	平均乳価	97.3円/kg (103,270KRW/100kg)	106円/kg (103,270KRW/100kg)	55円/kg (30.61GBP/100kg)	58円/kg (302.00DKK/100kg)	74円/kg (76.87C\$/100kg)	60円/kg (67.50NZ\$/100kg)
	出荷形態	①指定団体(97%) ②その他(集荷業者、農協、個人等)(3%)	①乳業に直接販売(3割強) ②全国組織(3割強) ③単協(3割強)	①乳業に直接販売(約7割) ②生産者組織(約3割)	アーラフーズ(酪農協が母体の乳業会社)に直接販売(約9割)	州毎に1つ設置された機関(州政府機関、ミルクマーケティングボード等(MMB等))が生産者毎に生産量を割当。全量MMB等に出荷。	フォンテラ(酪農協が母体の乳業会社)に直接販売(約9割)
	乳価決定の方法	①指定団体と乳業との相対交渉(用途別に年間価格を決定) ②乳業との相対交渉等	①から③まで、 ・2013年から、政府の示す算定式(生乳価格運動制)により決定 ・前年度乳価に生産費と物価上昇率を加味	①生産者と乳業との相対交渉 ②生産者組織と乳業との相対交渉	乳製品の国際価格やコスト等を基に、アーラフーズ内で決定(月毎に見直しを実施)	・飲用向けについては、各州のMMB等が決定 ・加工向けについては、国の酪農委員会(政府機関)が決定する乳製品の支持価格を基に、MMB等と乳業が相対交渉	・乳業は年度初めに、国際価格等を基に乳価(見込み値)を算定し、提示 ・生産者は、提示された乳価を踏まえ、出荷先を選択
	工場数	247 飲用:203 乳製品:44	80	400 [*]	54	444	51
乳業	規模(千トン/年) (1工場当たり平均生乳処理量)	飲用:19.3 乳製品:76.4	27.7	37.7 ^{**}	95.9	19.4	429.2
	仕向け割合	飲用:52% 乳製品:48%	飲用:74% 乳製品:26%	飲用:47% 乳製品:53%	飲用:10% 乳製品:90%	飲用:31% 乳製品:69%	飲用:3% 乳製品:97%

出典:JIDF「世界の酪農情況2015」(2014年度の数値)、IDF「The World Dairy Situation」、牛乳乳製品統計

注1) ※ 英国は企業数。

注2) ** 英国の乳業の規模は、工場数が不明につき、生乳生産量÷企業数で算出。

注3) 為替相場 「年間平均 TTS Yearly-Average TTS」 韓国ウォンKRW(100unit) =10.27円、英ポンドGBP(1Unit)= 178.21円、デンマーククローネDKK(1Unit) = 19.14円、カナダ・ドルCAD(1Unit)= 97.37円、NZ・ドルNZD(1Unit) = 89.76円

2 生乳流通の現状(生乳の販売ルート)

- 酪農家が、生乳を販売するルートについては、

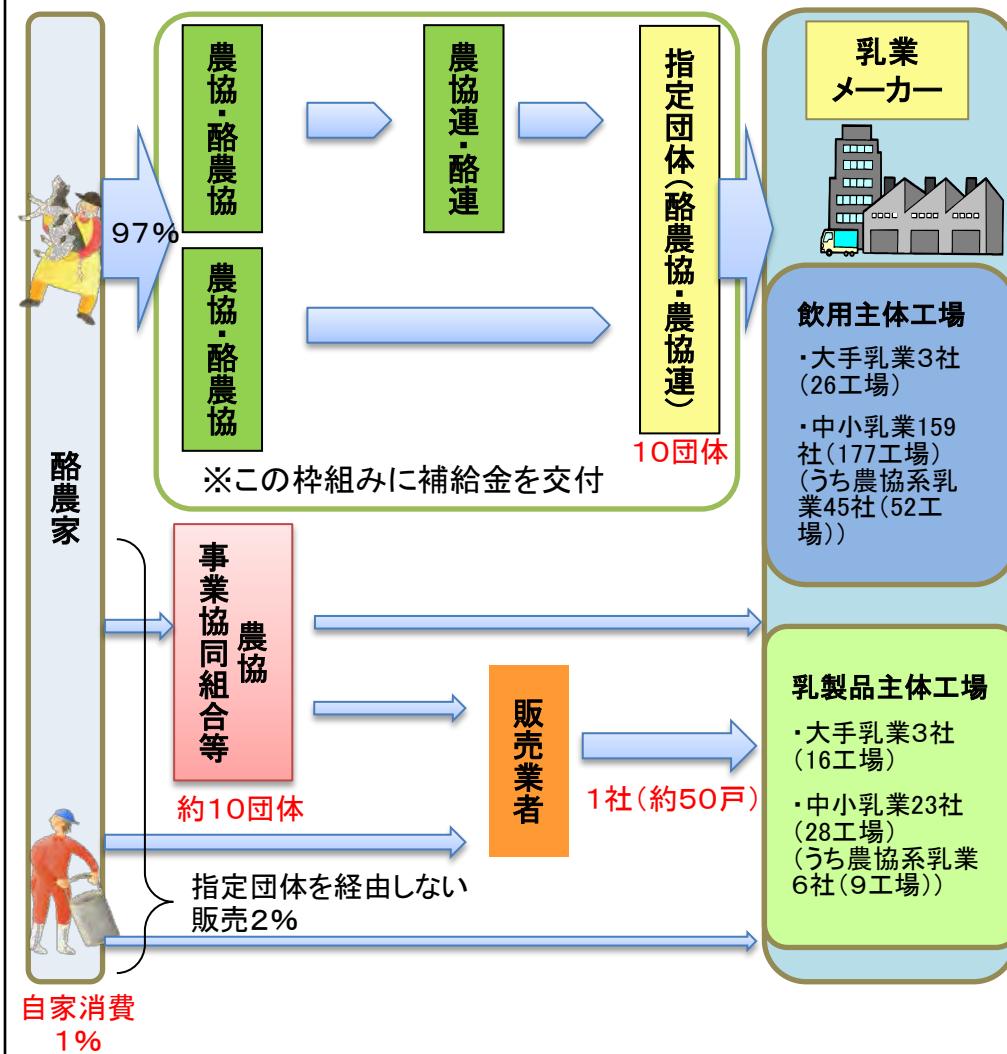
(1) 指定団体に出荷する場合

(2) 指定団体ではなく、

- ① 酪農家から農協・事業協同組合を通じて、直接又は自主販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
- ② 酪農家自らが販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
- ③ 酪農家自らが乳業メーカー(6次産業化を含む)へ販売するケースがある。

- 指定団体を経由して販売される生乳のうち、加工原料乳(バター、脱脂粉乳、チーズ等用)に対し、補給金を交付している。

○生乳の販売ルートについて



2 生乳流通の現状(補給金の目的)

○ 加工原料乳生産者補給金は、

- ・ 乳価の低い加工原料乳に限って補給金を交付し、酪農家による生乳の再生産を確保することを目的としている。
- ・ その交付については、指定団体に販売委託する生産者に対して交付されている。

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「加工原料乳法」)施行時は、牛乳乳製品の需要が将来にわたって増加し、特に、飲用向けの消費が大幅に増加すると想定。

○ その後、飲用牛乳等は少子化や競合する他飲料の消費拡大等から減少傾向で推移。一方、生クリーム等やチーズの消費は増加し、今後も増加が見込まれるなど、消費動向に変化。

○ このような中、補給金の政策目的は、国際化の進展と消費動向の変化に対応し、需要の伸びが期待できる乳製品の生産拡大へ重点が移ってきてている。

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

(昭和40年法律第112号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

(生産者補給金の交付)

第十二条 指定生乳生産者団体は、機構から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に(中略)生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。